

コミュニティ・ボンドの概要について

泉留維（いずみ・るい）

2001 年度、群馬県が「愛県債」という名で住民参加型ミニ市場公募債を発行し始めるなど、地方債の状況も変化しつつある。政府は、この公募債を、「地方債の個人消化・公募化推進施策」と位置づけ、住民の行政への参加意識の高揚の推進も狙う、としている。地方債は、都道府県や市町村などが発行する債券で、不特定多数の投資家を対象とする公募債と、自治体の指定金融機関や共済組合など対象を特定する縁故債があり、今回新しく位置づけられた「住民参加型ミニ市場公募債」はその名の通り公募債の小型版である。今までの公募債との違いは、下記の通りである。

主な購入者が地域住民である。

都道府県と政令都市の一部 28 団体しか発行が認められていなかった公募地方債と違い、財政状況がきわめて悪い団体でなければ小規模な自治体でも発行可能。

発行規模が 10 億円程度。

額面が 5 ～ 10 万円単位（公募地方債は 1 万円単位）。

< 群馬県「愛県債」の概要 >

- ・ 単位：一万円
- ・ 取扱金融機関（群馬銀行）でいつでも換金できる。
　　< 注：日々価格は変動している >
- ・ マル優制度対象
- ・ 申込期間：2002 年 3 月 6 日～19 日
- ・ 償還方法：5 年満期一括償還
- ・ 発行対象者：県内に住んでいるか勤務している個人、
　　および県内に営業拠点がある企業
- ・ 起債目的：医療機器の購入など県立病院の整備
- ・ 最高購入額：100 万円
- ・ 発行額：10 億円
- ・ 利率：5 年物国債より 0.006% 高い 0.66%、確定利率
- ・ 利払い：年 2 回

群馬県が発行した「愛県債」は、わずか 18 分で 10 億円完売した。1026 人の人が群馬銀行の県内の本店・支店で購入し、群馬銀行によると 1 人当たりの平均購入額は 97 万 4000 円。ほぼすべての人が、上限の 100 万円分購入している。ちなみに、同銀の引き受け手数料は 410 万円。このような地方債は、各地で発行準備が進められており、例えば岐阜県では、県民が県の財政状況や教育事業などに一層の関心をもってもらうことも狙って、平成 14 年度中に教育改革債（20 億円程度：教育設備の整備のため）の一部を「市場公募債」として発行する予定である。他にも、鳥取県（10～15 億円）、神戸市（5 億円程度）、北九州市（5 億円程度）が予定してお

り、2003 年度からはさらに多くの自治体でこのタイプの地方債の発行が認められていく。そして、2006 年度以降は、地方債許可制度から地方債協議制度に移行し、国等の同意がなくても発行できるようになる（同意がない場合は、中央政府による財源保証がつかない。地方自治体の財政状況を鑑みれば、政府の保証が付かなければ実質的に市場で地方債を売ることは不可能になると思われる）。

- ・アメリカの場合、地方自治体が償還責任を負う債券に関しては、発行枠規制（例えば、自治体の保有資産総額の 10%程度以内）があり、最終的には周りまわって住民の税によって債務を負担することになるので、発行の際に住民投票が行われたりする。
- ・アメリカの地方債の中には、免税（連邦所得税及び州所得税）特権が組み込まれたレベニュー・ボンド（Revenue Bond）という独立採算制の上に立つ地方公共事業の収入を元利払の財源とする特定財源債がある。

住民参加型ミニ市場公募債のようなコミュニティの発展に寄与する目的で発行され、地元住民が直接起債を引き受ける地方債をコミュニティ・ボンドと一般に呼ばれる。昨年度から始まった住民参加型ミニ市場公募債は、不特定多数を対象にした市場公募であるが、一方で特定地域の住民を対象にした「住民公募」の方法（縁故）で発行されたコミュニティ・ボンドも過去に存在している。

昭和 45 年（1970 年）自治省のモデル・コミュニティ構想（小学校区を基礎）の一環として提唱され制度（モデル事業：歩行者専用道路・街路樹・公衆便所・公民館・図書館・託児所・体育館・コミュニケーション施設等、として認められた施設に対しての発行）であり、全国で 83 地区がモデル・コミュニティに指定された。だが、実際にコミュニティ・ボンドの発行に至ったのは 3 事例のみである。基本的には、直接発行方式で、地方債計画上の区分は縁故債と位置付けられる。特に、一番注目された事例は、神戸市長田区のものである（神戸市丸山コミュニティセンターの建設のため）。

起債目的：丸山地区コミュニティ・センター建設
総事業費：1 億 5000 万円（用地費 6000 万円、建物建設費 9000 万円）
コミュニティ・ボンド発行額：3000 万円
発行主体：自治体
発行時期：昭和 47 年 7 月
利率：年 6 . 5 %（当時の国債の利率）
償還期限：5 年（一括償還）
利払い：年一回
一件平均ボンド購入額：2 万円
地区住民（世帯）参加率：1 8 . 1 %（全世帯数は約 6000）
住民側窓口：丸山地区文化防犯協議会

表1：コミュニティ・ボンドの発行状況

発行自治体	兵庫県神戸市	栃木県高根沢町	岩手県山田町
起債目的	丸山地区コミュニティセンター建設	太田地区コミュニティ体育館建設	織笠地区コミュニティプール建設
総事業費	1億5000万円	3640万円	1850万円
発行額	3000万円	500万円	500万円
発行日	1972年5月	1973年5月	1974年3月
発行形態	証券発行（公募）	証書借入	証書借入
発行対象者	地区住民	太田地区コミュニティ運営委員会（住民）	織笠地区コミュニティ推進協議会（住民）
利率	6.5%	6.5%	8.0%
償還方法	元金5年後一括償還 利息毎年一回払い	元金5年後一括償還	元金5年後一括償還
住民参加率	18.1%（世帯単位、6070世帯）	不明	14.2%（人口単位、3481人）
平均購入金額	2万円（1万円以下74%）	不明	1万円（1万円以下44%）

3事例とも利率は、当時の公定歩合や長プラ、縁故資金金利よりも低く、かなり低率で地域から資金を調達している（丸山地区の事例で、長プラより2%ぐらい低い）。発行額に関してはすべて少額であり、2事例は住民に対して直接発行（証券発行）の方式をとってはいないが、当時のコミュニティ活動と密接に関係し、そして低利で資金調達している点は参考になるものである。（ただし、当時の調査記録では、寄付の感覚で購入した人が少なからずいたともある。）

追記：1989年、山口県阿知須町において、コミュニティーマート建設事業の第一期高次として「健康文化センター」と「スポーツ遊園」の建設が計画された。事業費は約3億円、うち8割は国の高度化資金を借り、第三セクターが4000万円を負担、残り2000万円は町民が出資することとした。資金不足を補うとともに、町民に自分たちの共有財産だという意識を持ってもらう野を目的として、第三セクターが発行する「コミュニティ・ボンド」一口1万円を町民が購入する方式を取り入れている。

2002年12月7日